

住宅履歴情報蓄積のための体制整備支援事業

(既存住宅長期利用環境整備事業)

募集要領

【平成 22 年度】

国土交通省住宅局住宅生産課

本事業に関する問い合わせ

電話 03-5253-8111 (内線 39431、39429)

1. 事業の趣旨

住宅履歴情報蓄積整備支援事業（以下「本事業」という。）は、既存住宅長期利用環境整備事業の一つとして、住宅履歴情報の蓄積サービスを実施する機関において、住宅履歴情報の蓄積がより効率的かつ確実に行われるための体制整備を行い、住宅履歴情報の共通のプラットフォームを構築することを目的として、住宅履歴情報の蓄積サービスを実施する機関を公募により募り、一定の要件を満たす住宅履歴情報の蓄積システムを導入する際にかかる費用の一部を補助するものである。

2. 補助対象となる事業

住宅履歴情報の蓄積サービスを実施する者が、国土交通省に登録された「住宅履歴情報蓄積システム」を導入する事業を対象とする。

3. 事業実施期間

補助金の交付を受けることのできる事業の期間は、交付決定日から平成23年3月15日までの事業の完了の日までの期間とする。（事業は平成23年3月15日までに終了すること。）

4. 補助対象となる経費

住宅履歴情報の蓄積サービスを実施する者が、国土交通省に登録された「住宅履歴情報蓄積システム」を導入するための費用*1について、補助する。

*1 「住宅履歴情報蓄積システム」を導入するための費用として以下のようなものが含まれる。

- ・システムのセットアップ（新規導入）に係る費用
- ・システムの機能追加に係る費用 など

なお、消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となるため、補助対象経費は、消費税等を除いた額とする。

5. 補助金額

「4. 補助対象となる経費」に含まれる経費につき、1事業者当たり250万円を上限とする。

6. 採択予定事業者数

約15事業者程度

7. 補助対象事業者の要件

補助対象事業者は、補助事業申込時に、以下の要件を全て満たす者とする。

- ① 住宅履歴情報の蓄積サービスを実施する法人であること
- ② 国土交通省に登録された「住宅履歴情報蓄積システム」を使用する者であること。
- ③ 役員に、a.未成年者、成年被後見人若しくは被保佐人、b.破産者で復権を得ない者、又は、c.禁錮以上の刑に処せられ、その執行（執行を受けることがない場合を含む。）を終わった日から起算して2年を経過しない者がいないこと
- ④ 債務超過の状態にないこと
- ⑤ 住宅供給事業、情報管理事業等の住宅履歴情報サービスの関連事業分野で相当期間*2の事業実績を有する（相当期間の事業実績を有する法人等により設立された場合を含む。）と認められ、または、相当期間の事業実績がない場合であっても、住宅履歴情報サービスを適正に実施することができる業務の実施方法、料金徴収方法その他に関する業務規程が整備されているとともに、想

定事業規模等に照らして相当の経済的基盤*³を有すると認められること

*2 おおよそ3年とする。

*3 資本金300万円以上を目安とする。

8. 応募

(1) 応募方法

応募者は「(2) 応募書類の受付期間」に定められた期間内に、「(3) 提出書類」に示す書類を国土交通省住宅局住宅生産課まで3部(CD-Rは1枚)提出すること。

応募者に対して受け取った旨の連絡は行わないので、応募者自身で受け取りを確認できる方法で提出すること。

郵送の場合は、必ず宛先に朱書きで「応募書類在中」と記入すること。

なお、一旦提出された書類の差し替えはできないものとする。

(2) 応募書類の受付期間

平成22年9月1日(水)～平成22年10月13日(水)(消印有効)

(3) 提出書類

提出書類は、以下のとおりとする。

① 提案申請書【様式1】

② 事業概要等説明書【様式2】

③ (事業実績を有しない場合)業務規程の写し、経済的基盤を証する書類【任意様式】

④ ①～②または③までの電子ファイルを格納したCD-R

※ 注意事項

- ・ 各提出書類はA4サイズにまとめて、1部ずつ左上角をホッチキス留めすること。
- ・ 使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)

「Microsoft Word2007」「Microsoft Excel2007」「Just System 一太郎 2009」「Adobe Acrobat Reader9.0」以前の形式に限る。

使用するフォントについては、一般的に用いる種類のものとする。なお、電子ファイルは自動解凍ファイルなどの圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をすること。

- ・ 提出書類が募集要領に従っていない場合や不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とする。
- ・ 提出書類及び提出書類の電子ファイルを格納したCD-Rは返却しない。

(4) 提出先、問い合わせ先、募集要領等の配布

問い合わせについては、原則としてFAXで行うこと。形式的な質問を除き、応募検討者全員に対し回答が必要な事項については、Q&Aとして下記ホームページに回答を掲載するとともに、その旨を質問者に回答する。

提出書類は、下記ホームページから様式をダウンロードし作成すること。

(提出先、問い合わせ先)

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 高橋、^{くわはら}葉原

FAX 03-5253-1629

URL <http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakurireki/hojo.htm>

(募集要領・提出書類様式のダウンロード可能)

(TEL: 03-5253-8111 内線39431、39429)

9. 審査

(1) 審査手順

応募のあった提案の評価については、国土交通省が審査を行い、応募締切から2週間程度で採択する事業を決定する。ただし、下記の追加書類の提出・審査やヒアリング審査を行う場合には、当該審査のため追加で期間を要することがある。審査に当たっては、応募要件を満たしているか等について確認すると共に、提出書類の内容について書面審査を行い、評価する。

提出書類の内容等に不明確な部分がある場合等には、追加説明書の提出を求めることがある。この追加説明書の提出が期日までに行われない場合には、審査の対象外となる場合がある。また、書面審査により選定された提案事業については、必要に応じてヒアリング審査を行い、評価する。このヒアリングに応じられない場合においては、審査の対象外となる場合がある。なお、審査に関する問い合わせには応じない。

※なお、予算額を上回る応募があった場合は、新規で住宅履歴情報蓄積システムを導入する者を優先して採択するものとする。

(2) 審査結果

国土交通省が採択を決定した後、応募者に通知する。補助対象となる事業については、「10. 補助金交付申請」に従い、補助金の交付申請をし、交付決定日以降に契約を結ぶものである必要がある。なお、これに違反している場合は、採択の取り消しとなる。

10. 補助金交付申請

審査結果の通知時に、補助金の交付申請等の手続について併せて通知する。補助金の交付を受けするためには、この内容に従い、交付申請等の手続を実施する必要がある。

11. 完了実績報告

補助金交付を受ける者は、事業完了後、事業の成果についての報告を国土交通省に対して行う必要がある。

また、事業完了報告時には別紙に記載する要件に適合していることとする。なお、適合していない場合は、補助金の交付は行わない。

12. 補助事業実施にあたっての留意点

① 取得財産の管理等について

補助を受けた者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行う必要がある。

補助を受けた者は、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、大臣

の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできない。ただし、大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国土交通省に納付させることがある。

② 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付に際して付す条件に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

イ 補助金適正化法第 17 条の規定による交付決定の取消、第 18 条の規定による補助金等の返還命令（第 19 条第 1 項の規定による加算金の納付を含む。）

ロ 補助金適正化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則の適用

ハ 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと

③ 情報提供

補助を受けた者は、自社のホームページ等を活用し、住宅履歴情報の蓄積サービスについて情報提供に努めることとする。また、この情報については、国土交通省に適宜提供することとする。なお、国土交通省は必要に応じその情報を公開することがある。

④ 他の補助金との関係

他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律（以下、「補助金適正化法」という。）第 2 条第 4 項第 1 号に掲げる給付金及び同項第 2 号に掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は、補助対象とならないが、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とすることがある。

1.3. 調査への協力

本事業の補助を受けた事業者については、国土交通省による調査への協力を依頼することがある。なお、調査への協力が得られない場合は、補助金の交付が取り消されることがある。

1.4. その他

この募集要領によるほか、補助事業の実施等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要がある。

イ 補助金適正化法

ロ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令

ハ 国土交通省所管補助金等交付規則

ニ 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達）

ホ 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱いについて（平成 17 年 9 月 1 日付け国住総第 37 号住宅局長通知）

ヘ 住宅・建築物環境対策事業費補助金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け国住生第 9 号）

ト その他関連通知等に定めるもの

事業完了時の要件

(1) 法人要件

| 要件 |
|--|
| ① 定款等の業務内容に住宅履歴情報サービスが位置づけられていること |
| ② 応募日の属する事業年度および翌事業年度から起算して10事業年度を経過するまでの間に住宅履歴情報登録業務等（住宅履歴情報登録業務およびこれと類似する業務をいう。以下、同じとする。）において当期純利益が見込まれること |
| ③ 個人情報保護に関し社内規定が定められていること |

(2) 住宅履歴情報サービス業務の実施にかかる要件

| 要件 |
|--|
| ① 住宅履歴情報登録業務に従事する常勤の役職員* ⁴ に一級建築士資格を有する者がいること * 4 嘱託職員等雇用関係にある者を含む |
| ② 1000件以上の住宅履歴情報登録業務に対応したシステムとなっていること |
| ③ 住宅所有者がwebで住宅履歴情報を閲覧可能なサービスとなっていること |
| ④ 住宅履歴情報登録業務の対象となる住宅の住宅所有者の変更があった場合に、新たな住宅所有者に対し確実にサービスを受けられる権利が移転できる措置が講じられていること |
| ⑤ 住宅履歴情報登録業務において、10年間はサービスを提供するものとなっていること |
| ⑥ 住宅履歴情報登録業務の対象となる住宅において、新たにリフォーム工事が行われた場合に、住宅履歴情報を追加して蓄積することが可能となっていること |
| ⑦ 住宅履歴情報登録業務が、当該法人のほかのサービスから独立して提供されていること |
| ⑧ 住宅履歴情報登録業務にかかる料金が特定の者に対して不当な扱いをするものではないこと |
| ⑨ 住宅履歴情報登録業務の利用に関し、正当な理由なく利用申込を拒否しないこと |
| ⑩ 住宅履歴情報登録業務にかかる料金が適切であること |
| ⑪ 倒産等、住宅履歴情報登録業務を実施できなくなった場合に、保存している住宅履歴情報を他の住宅履歴情報登録機関または住宅所有者に移管または返還することとしていること |
| ⑫ 住宅履歴情報登録業務の提供に際し個人情報保護に関する取り決めに交わすこととしていること |

手続きの流れ

